

(消費税増税後の金額)

分担金及び手数料

令和元年 10 月 1 日以降（消費税内税）

口 径	分 担 金	給 水 工 事 承 認 手 数 料		給水工事しゅん工検査手数料		給水装置工事 立 会 手 数 料
		新 設	改 造	新 設	改 造	
φ 13	(7,000) 77,000	1,500	1,100	1,900	1,700	2,200
φ 20	(14,500) 159,500	1,500	1,100	1,900	1,700	2,200
φ 25	(27,500) 302,500	2,400	1,800	3,100	2,700	2,400
φ 40	(79,500) 874,500	6,600	3,800	8,600	5,500	3,000
φ 50	(138,000) 1,518,000	6,600	3,800	8,600	5,500	3,000
φ 75	(311,000) 3,421,000	12,700	6,600	16,500	8,500	3,900
φ 100	(620,000) 6,820,000	18,700	8,500	24,400	11,100	4,500
φ 150	(1,840,000) 20,240,000	18,700	8,500	24,400	11,100	4,500
特 別 分 担 金	奥坂のうち阿弥陀原及び後原，久代のうち押木田，福谷， 新本のうち木村，観世上，観世中及び庭木					(8,800) 96,800
	見延（藪田を除く），槇谷，山田のうち市之出，新本のうち金子					(21,000) 231,000
	美袋，日羽，下倉，原，影，中尾，種井					(33,300) 366,300

※（ ）内の額は，内消費税額
（費用の負担）

第 3 条の 2 条例第 4 条第 3 項ただし書きに規定する費用の負担は，工事申込者が給水に必要な口径に対応する配水管を布設する費用及びこれに係る費用の合計額に次に掲げる区分による負担率を乗じて算出した額に 100 分の 110 を乗じた額とする。

布設延長	負担率
50m 以下の部分に係るもの	30%
50m を超え 100m 以下の部分に係るもの	50%
100m を超え 200m 以下の部分に係るもの	70%
200m を超える部分に係るもの	100%